

「美しい森林づくり推進国民運動」の展開について

平成19年2月23日

美しい森林づくりのための

関係閣僚による会合

1 趣旨

森林は、国土の保全、水源のかん養、地球温暖化防止、生物多様性保全等の公益的機能を有しており、国土の3分の2を占める森林を適切に整備・保全する「美しい森林づくり」を進めることは、「美しい国創り」の礎となるものである。

しかしながら、近年の林業採算性の悪化や山村の活力低下に伴い、間伐等が行われず森林の公益的機能の低下が懸念される状況となっている。このような中で、森林の公益的機能の発揮を図るためには、特に森林の4割を占める育成林について、適切な間伐を実施した上で広葉樹林化等多様な森林への誘導を進めていく必要があり、このことは花粉症対策の面からも有用である。

一方、我が国の森林資源は、戦後築き上げてきた育成林を中心に利用可能な状況になりつつあり、国際的に木材需要が増大しているなか、今が、適切な間伐等の推進による整備・保全と国産材の利用拡大を通じた森林・林業の再生を図っていくチャンスである。

このため、関係府省庁の連携を図り政府一体となって、「美しい森林づくり」に向けて適切な森林の整備・保全、国産材利用、担い手・地域づくりなどの取組を、幅広い国民の理解と協力のもと総合的に推進していく。

2 運動の目標

幅広い国民の理解と協力を得て以下を推進。

- ① 2007年～2012年の6年間で330万haの間伐を実施し間伐の遅れを解消
(これによって、間伐対象齢級育成林の約8割が適正な状態となり、多様で健全な森林づくりに向けた基礎が確立。)
- ② 更に、100年先を見据え広葉樹林化、長伐期化、針広混交林化等多様な森林づくりを推進
(花粉症対策、良好な景観形成、生物多様性の確保、鳥獣被害対策など多様な国民のニーズに対応した森林を形成)

3 目標を達成するための取組内容

目標を達成するため、次の内容について関係省庁が連携して推進する。

- (1) 木材利用を通じ適切な森林整備を推進する緑豊かな循環型社会の構築
生産サイドの構造改革を進めるとともに、木材利用の推進を図ることによって、間伐等の採算性を高め、適切な森林整備を進める。
 - ① 所有者への施業提案等による施業の集約化、高性能林業機械と路網整備の組合せによる低コスト作業システムの普及・定着、流通の効率化や製材・加工の大規模化等を推進することによって、品質・性能の確かな木材製品の安定供給に向けた木材の生産・流通体制の構造改革を図る。
 - ② 住宅分野、エネルギー分野、公共工事等での木材利用の推進を図る。また、消費者ニーズに対応した新たな製品・技術の開発、消費者重視の新たな市場の形成と拡大、木の良さの普及等の取組を推進する。

- (2) 森林を支える生き活きとした担い手・地域づくり
森林整備・保全の担い手の確保・育成、山村地域の活性化を図ること等によって、適切な森林整備・保全を推進するための条件整備を進める。
- ① U・J・Iターン者を含む森林整備・保全に意欲を有する者に対する研修等を推進することによって、将来にわたって地域の森林整備・保全を担う人材の確保・育成を図る。また、今後増加する定年退職者等のふるさと回帰に向けた取組と連携した森林整備・保全への担い手の確保・育成を進める。さらに、森林整備・保全の推進と併せ、境界の整備など森林管理の適正化を図る。
 - ② 優れた自然や文化、伝統等の山村特有の資源を保全するとともに、これらを幅広く活用した新たな産業の創出や魅力ある地域づくり、山村地域の生活基盤の整備や定住者の受入体制の整備等を推進することによって、山村地域の活性化を図る。
- (3) 都市住民・企業等森林づくりへの幅広い参画
森林所有者のみならず、都市住民・企業等幅広い主体による森林づくりを推進する。
- ① 企業やNPO、都市住民等によるボランティアな森林づくりを促進するとともに、森林を活用した環境教育や森林セラピー、身近な里山林の保全・利用活動等を通じた国民の森林に対する理解の醸成等を図ることによって、森林整備・保全への幅広い参画を進める。
 - ② 森林所有者による適切な森林経営を推進するとともに、私有林、公有林、国有林の各主体間の連携を図り、地域毎に効率的な森林経営を推進する。

4 推進体制

このような取組を効果的かつ円滑に推進していくため、関係府省庁の局長級の連絡会議、課長級の幹事会を設置し、運動の推進状況を適時確認していくこととする。また、民間主導の全国レベルの推進会議の開催等を通じて、幅広い関係者による国民運動を展開していく。